

議案第14号

入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和6年2月14日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、所要の改正をし、併せて条文の整備をしたいので、この案を提出するものである。

入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

入間市重度心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「者）」の次に「又は特別の理由により当該身体障害者手帳を所持していない者」を加え、同条第2号中「者」の次に「又は特別の理由により当該療育手帳を所持していない者」を加え、同条第3号中「受けた者」の次に「又は特別の理由により当該精神障害者保健福祉手帳を所持していない者」を加え、同条第6号を削る。

第3条第1項第1号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ 他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ 他の市町村長が老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項第1号の規定により、同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者
第3条第1項中第11号を第13号とし、第3号から第10号までを二号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の二号を加える。

(3) 入間市から援護を受け、入間市の区域外に設置されている介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所している者

(4) 入間市長が老人福祉法第11条第1項第1号の規定により、入間市の区域外に設置されている同法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第3条第2項第5号中「、第5号又は第6号」を「又は第5号」に改め、「日」の次に「の前日」を加え、同項に次の一号を加える。

(6) 他の都道府県又は市町村が実施する制度により子ども、重度心身障害者又はひとり親家庭等に対する医療費の支給を現に受けている者

第4条第3項中「及び同条第6号の規定により市長がその者と同程度以上の精神障害者であると認めた重度心身障害者」を削る。

第7条中「医療を受ける際医療機関等に被保険者証、組合員証又は加入者証及び受給者証

を提示するものとする」を「医療機関等において医療を受けようとする場合は、国民健康保険法、高齢者の医療の確保に関する法律及び社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受け、受給者証を提示しなければならない」に改める。

第11条第1項中「一部負担金」の次に「に相当する額」を加え、同条第3項を削る。

第12条第1項中「受給資格登録者は、その」の次に「資格を喪失したとき又は」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第3条第1項第1号イ及び第3号の規定は、令和5年4月1日以降に介護保険法第8条第11項に規定する特定施設に入居し、又は同条第25項に規定する介護保険施設に入所した者に、改正後の第3条第1項第1号ウ及び第4号の規定は、同日以後に老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームに入所した者に適用する。